

## 稚内市U I J ターン新規就業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）第5の1に規定する移住支援事業（以下「事業」という。）に係るU I J ターン新規就業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 助成金の交付対象者は、道要領第5の1(1)アに定める要件を満たす者のうち、道要領第5の1(1)イからエまでの要件を満たす就職、起業又は移住をした者とする。ただし、道要領第5の1(1)ア(イ) a 中「平成31年4月1日以降に道内の移住支援金を支給する市町村」とあるのは、「令和2年4月1日以降に稚内市」とする。

(助成金の交付額)

第3 助成金の交付額は、道要領第5の1(1)オの要件を満たす2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。ただし、道要領第5の1(1)オ(ウ)中「平成31年4月1日以降」とあるのは、「令和2年4月1日以降」とする。

2 助成金の交付は、予算の範囲内で行わなければならない。

(交付の申請等)

第4 第2に定める要件に該当し、助成金の申請を予定している者は、道要領第5の1(1)カ(ア)に定める書類を市長に提出することができる。

2 稚内市補助金等交付規則（平成17年稚内市規則第18号。以下「規則」という。）

第6条第1項第4号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 別記第1号様式の助成金交付申請に係る別記様式（別紙1及び別紙2を含む。）

(2) 道要領第5の1(1)カ(イ)に規定する書類（様式2を除く。）

(3) 北海道が定める地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱第8条の通知に係る書類の写し（市長が必要と認める場合に限る。）

(交付決定通知書の再交付)

第5 助成金の交付の決定を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、別記第2号様式の助成金交付決定通知書再交付願を市長に

提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の願の提出があった場合において、当該内容を審査し、適当と認めるときは、同項の願を提出した者に道要領第5の1(1)カ(オ)に定める様式により、助成金交付決定通知書(再交付)を交付するものとする。

(助成金の返還)

- 第6 市長は、道要領第5の1(2)に該当する場合において、道要領第5の1(2)に規定する措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(協力)

- 第7 稚内市と北海道は、事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(補則)

- 第8 この要綱及び道要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程(平成17年稚内市訓令第7号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4関係) **〔別添〕**

別記第2号様式(第5関係) **〔別添〕**

附 則(令和2年5月19日稚内市告示第46号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月9日より前に稚内市に転入した者については、改正後の別記第1号様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月15日稚内市告示第56号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月25日稚内市告示第25号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。